

スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について

平成 30 年 12 月 26 日
スポーツ庁長官決定

1 趣 旨

スポーツ政策をめぐる重要課題について、行政関係機関及びスポーツ統括団体間の協議を行い、相互の緊密な連携の下、諸施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、スポーツ政策の推進に関する円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。

2 構成員

スポーツ庁長官
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
公益財団法人日本スポーツ協会会長
公益財団法人日本オリンピック委員会会長
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会会長

3 会合の開催等

- (1) 円卓会議の会合は、スポーツ庁長官が主宰する。
- (2) 会合の議事等は、他の構成員の意見・要望を踏まえ、スポーツ庁長官が決定する。
- (3) スポーツ庁長官は、必要があると認めるときは、2の構成員以外のスポーツ団体の関係者や有識者を、議案を限って、臨時に円卓会議に参加させることができる。
- (4) 円卓会議を欠席する構成員は、あらかじめスポーツ庁長官の了承を得た者を、代理人として会議に出席させることができる。
- (5) 円卓会議の定めるところにより、実務的な協議を行う作業部会を置くことができる。
- (6) このほか、円卓会議に関し必要な事項は、スポーツ庁長官が円卓会議に諮って定める。

4 庶 務

円卓会議の庶務は、当該議事の所管課の協力を得て、政策課が担当する。

以上

スポーツ政策の推進に関する円卓会議の作業部会の設置手続き等について

平成 30 年 12 月 26 日

スポーツ政策の推進に関する円卓会議了承

- 1 構成員は、スポーツ政策の推進に関する円卓会議（以下「円卓会議」という。）の下、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議の設置について」（平成 30 年 12 月 日スポーツ庁長官決定）3（5）に基づき、作業部会の設置を提案することができる。
- 2 作業部会は、円卓会議において構成員の総意により設置する。
- 3 作業部会に主査を置き、作業部会の事務を掌理する。当該作業部会の構成員のうちからスポーツ庁長官の指名する者が、これに当たる。
- 4 作業部会の運営に関し必要な事項は、当該作業部会が定める。

スポーツ政策の推進に関する円卓会議の公開について

平成 30 年 12 月 26 日

スポーツ政策の推進に関する円卓会議了承

- 1 スポーツ政策の推進に関する円卓会議の事務局は、会合における協議の内容等について、会合終了後、遅滞なく議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。
- 2 議事要旨は、事務局が原案を作成の上、構成員の了承を得て確定させるものとする。
- 3 報道機関からの要請があった場合、スポーツ庁長官は、他の構成員の異議がないとき、会合の全部又は一部を公開することができる。
- 4 作業部会の公開の扱いについては、当該作業部会が定める。